

関係人口の要件について（令和8年度）

市町村	要件
真鶴町	町の創業支援事業計画を活用して創業した者又は、ワンストップ窓口等で相談した経験があり、町内で創業する者又は、次の【支給対象者の要件】のいずれかに該当し、かつ、【地域の担い手確保の要件】の④～⑥のいずれかに該当し、⑦に該当する者であること。 【支給対象者の要件】 ① 真鶴町へふるさと納税を寄附した経験がある者 ② 真鶴町のお試し暮らし「くらしかる真鶴」を利用した経験がある者 ③ 真鶴町のふるさと町民登録している又は、登録した経験がある者 【地域の担い手確保の要件】 ④ 農林水産業に就業する者 ⑤ 町内の事業所に就業する者 ⑥ 個人事業主が行っている家業等へ就業する、又は継承する者 ⑦ 移住後の生活等に関する体験談を寄稿する者。なお、体験談の内容については、町が広報活動等において無償で利用することに同意するものとする。
湯河原町	次に掲げる事項の全てに該当すること。 ア 転入日時点で45歳未満であること。 イ 移住後に区会に加入し、地域活動に積極的に参加する意思があること。 ウ 地域の担い手として農林水産業、福祉業、介護業、医療業又は観光業若しくは家業に就業し、又は町内の空き家・空き店舗を活用して営業を開始すること。